

河合町議会会議録

平成30年 12月17日 開会

河合町議会

平成30年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第3号（12月17日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第23号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、請願第2号の委員長報告、討論、採決	3
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	16
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

平成30年12月17日（月曜日）

（第3号）

平成30年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年12月17日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第23号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第28号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第29号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第31号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 請願第 2号 不適切会計事務処理問題に係る「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書
- 日程第 7 議案第24号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第25号 平成30年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

2番	大西孝幸	3番	清原和人
4番	馬場千恵子	5番	吉村幸訓
6番	岡田康則	7番	森尾和正
8番	池原真智子	9番	西村 潔
10番	疋田俊文	11番	谷本昌弘
12番	中尾伊佐男	13番	辻井賢治

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒匠
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村豊
福祉部次長	杉本正範	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全 推進課長	阪本武司	総務課長	上村学
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸
住民福祉課長	中野雅史	保健スポーツ 課長	中野典昭
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸

会議に従事した事務局職員

調整員 松本良一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成30年第4回定例会を開会いたします。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村 潔議会運営委員長より報告願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を本日上程し、先に上程いたしました議案審議終了後、審議したいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第23号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第

31号、請願第2号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第23号、日程第2、議案第28号、日程第3、議案第29号、

日程第4、議案第30号、日程第5、議案第31号、日程第6、請願第2号を総務委員長に付託しておりますので、吉村幸則総務委員長より報告求めます。

○5番（吉村幸則） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第23号、第28号、第29号、第30号、第31号、請願第2号について、12月7日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第23号 平成30年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

小学校建設費でクーラー設計委託ということではあるが、今後どのような計画で設置していくのかとの質疑があり、第2小学校にはA、B管理棟には3年で設置していく予定ですが、一番南側校舎には1階から3階までに夏にはクーラーが使えるようになり、1小、1中、2中は、今回は設計の補正のみですので、夏には間に合うように工事の予算を補正するようにしていきたいとの答弁がありました。

そのほかに、統一地方選挙の予算の内容について、社会福祉会館運営費の燃料代について、介護給付費の内容について、自立支援医療給付費の内容について、未熟児療育医療給付費について、母子保健衛生の受診者数についての質疑がなされ、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第28号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

議員報酬の引き上げによって、年間にかかる金額についてと、人事院勧告があることの勧告を採用しないといけないのかとの質疑があり、議員報酬引き上げで、期末手当分として年間25万2,000円の増額があり、人事院勧告については、地方公共団体は国の給与体系に準拠して行うのが前提であり、地方公共団体が給与改定を行うにおいては、閣議決定の趣旨に沿って適切に対処するよう副大臣から通知が発せられているとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第29号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

引き上げによって年間にかかる金額についての質疑があり、年16万8,000円が増加するとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

引き上げによって年間にかかる金額についてと、期末・勤勉手当の中身についての審議があり、引き上げによる年間影響額は506万円で、期末手当については、今般の人事院勧告は率の改正ではなく、夏と冬の割り振りが変わっただけであって、勤勉手当の算出に当たり職員の評価を行い、率に反映しているとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第31号 平成30年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

財政調整基金に積み上げられる理由についての質疑があり、給与改定に伴う増額と、職員の休職や育児休業等で給与残の減額との差し引き分で402万8,000円が減額したことから、それを財政調整基金に積み立てるものとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

請願第2号 不適切会計事務処理問題に係る「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書については請願者より請願趣旨と理由の説明を受け、審議を行いました。

再発防止委員会を7回開催し、疑問が残らないように積極的に意見を述べ、審議は尽くされ、提言書も発表し、徹底した全容解明、再発防止になっていると考えるという意見と、住民の税金がどのように使われているか不審に思い、疑問を持ち、再発防止委員会での審議、審査が不十分、情報を全て開示していないのではと思っている住民もいるので、外部監査をすることで全てを明確にして、住民に納得してもらおうべきだという意見が出されました。

慎重審議の結果、賛成多数で採択となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第23号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第23号 平成30年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

○議長（疋田俊文） 議案第28号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより……。

討論ですか。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、西村議員。

○9番（西村 潔） 議案第28号 議会議員の報酬等に関する条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

その人事院勧告による地方公務員の今回の給与改定に反対いたします。

先ほど委員長のほうから報告がありまして、国家公務員の給与改定の人事院勧告に従って準用するというのは従来の考え方ですね。

昨年のね、11月17日に総務副大臣から出された地方公務員の給与改定に関する取り扱いについて、各都道府県知事、関係先に総行給第46号が出されておりますね。各地方公共団体の給与改定及び給与の適正化については、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分に考慮、検討した上で、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対応するというように指示が出ているわけですね。

しかるに、この状況を勘案したのかどうかという質問に対しても、何ら具体的なデータもつけずに、提供もなくですね、ただ従来どおりの考え方で、機械的に人事院勧告を準用して引き上げるという対応は到底納得できないわけです。

むしろ、議案として提出する前に、住民に河合町の財政状況と民間の給与等の状況のデータを示して、引き上げるとしても住民に開示して理解を求めんといかんのじゃないかというように思います。

こういうことからすると、ただ機械的に上げているというだけでは住民の理解は得られないというような感じでおりますし、ましてや議員としてこれに応じるということにはいかなないので、私はこの給与改定については反対いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第28号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、可決されました。

○議長（疋田俊文） 議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○9番（西村 潔） 反対討論。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） この第29号は、特別職の常勤ということですので、これ基本的には先ほどの第28号と同じなんですけれども、この議案第28号と同様なんですけれども、その特別職の常勤、町長、副町長というのは、行政管理責任を負っているわけですね。過去この1年間で、町の不祥事が相次いでおるわけです。これも住民に対して速やかに公表していない。もちろん給与カットという手段は持っておられるわけなんですけれども、こういう基本的なところで、公務員として、やはりトップとしては当然こういうものを辞退する、あるいはもうこういう議案を出さないという姿勢が求められると思うんですね。そういう姿勢をなくして、当然これは給与体系にゆがみがくるから人事院勧告に従うんだという発想自体が、私は納得できないんじゃないかというふうに思っておりますので、この議案第29号について反対いたします。

○議長（疋田俊文） これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第29号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、可決されました。

○議長（疋田俊文） 議案第30号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論、討論ですか。

○9番（西村 潔） 討論。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） これも基本的には同じなんですけれども、この一般職の給与について、かねがね従来からしてきたことがあるんですね。その国が定める地域手当や勤勉手当なるものも、地方公共団体の給与に取り組んでいるわけですね。いまだ見直しもされていない、温存して、人事院勧告に従って給与体系を維持してきていると。

地域手当については、総務省の指導では、住民の理解と納得が得られるものとするということこれが基本になっているわけですね。ところが、いまだ住民に対してその説明が十分あったのか、地域手当とはどういうものなのか、あるいは勤勉手当。勤勉手当の支給については、勤務実績に応じた給与を推進することになっているわけですね。河合町では、どんな基準で評価して、どのようにして支給しているのか全くわからないわけですね。住民が納得できる説明のないまま今日に至って、こういう勤勉手当という名目で支給しているわけですね。

現在も勤務手当なるものを支給していること自体は、民間に長くいた人間としては違和感を覚えるわけですね。民間では、勤勉手当なる項目で給与を払っていることはあんまり聞いたことないんですね。なぜこんなことをしているのかと。これは国が定めているからそうだということ、安易に国の人事院勧告に対して、地方公務員である行政がそれを準じて考えてはっていると。そのことについても、やはりこれ見直しの時期に来ているということであるわけなんですけれどもね。そういう発想が全くこの行政の人たちには見受けられないわけですよ。それに違和感を感じるわけです。

そういうことで反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、可決されました。

○議長（疋田俊文） 議案第31号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第31号 平成30年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

○議長（疋田俊文） 請願第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○3番（清原和人） はい。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 私は、不適切会計事務処理に係る「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書に、ちょっと反対の立場で、ちょっと意見を述べたいと思います。

2つ意見があります。

1つ目は、請願趣旨のところです。2行だけちょっと読みます。

今年1月から内部検証会議、随時特別監査、再発防止検討委員会の設置、提言がなされたが、平成30年11月24日、読売新聞の報道により真相の全容解明に向けた調査の全くずさんな実態が判明ということで述べられております。今読みました2行に、真相の全容解明に向けた調査の全くずさんな実態が判明、そういうところでちょっと意見を言います。

私は、再発防止委員会のメンバーの1人です。早急に真相の原因追及、それから問題の解決のため、4月27日、5月21日、6月19日、7月6日、7月27日、8月20日の6回です、に及ぶ再発防止検討委員会の開催と、それから11月17日には町民向けにということで、不適切

な事務処理についての住民説明会が開催されました。資料も私の手元にありますように、このファイル、かなりの量の資料が物語っております。会議の時間も1回というか、2時間から3時間、ときには3時間以上、5時半回るような感じで議論を深めてまいりました。

メンバーも外部からの弁護士岩橋先生、有識者として元奈良県会計管理者の田中さん、それから南都銀行箸尾支店長の池本さん、総代自治会長、弓戸さん、町監査委員、代表監査役の青木さん、それから議会代表としまして、町の監査委員もされております西村議員と私、清原が参加しました。町代表として東副町長、福井総務部長の計9名で組織されておりました。私自身も全ての再発防止委員会に参加しまして、積極的に質問なり意見を述べさせていただきました。それから、住民説明会にも足を運んだ次第です。

第1弾として内部検証会議、それから第2弾として特別監査、第3弾として再発防止検討委員会、第4弾として住民説明会がちょっと行われたと捉えております。ちょっと何がずさんなのか、ちょっと理解に苦しむ次第です。それが1点です。

それから、2つ目は、理由4、河合町不適切事務処理と再発防止検討委員会議事録についてです。これは4行目から6行目のところなのですが、ちょっと一読します。

11月24日、新聞記事の中で平成24年度から6年間、修繕回数を513回繰り返し、総額約1億300万円に上ることが取材により判明しました。6回行われた再発防止検討委員会で、町は隠すことなく全事実を明確に公表して、委員会で審議するべきです、そういうようにちょっと書かれております。

ちょうど平成24年度から6年間、修繕回数513回繰り返し、総額1億300万円に上ることがということで書かれているわけですがけれども、335件、5,146万4,000円は支払い済み額ということで正当に支払われており、監査も受けています。既に終わっている、それは事柄であります。で、未払い額は178件、5,192万2,000円です。合計すると513件、総額としては1億338万6,000円になります。支払い済み額と未払い額を足すのは、金額だけをちょっと膨らますことになるように感じております。このことについては取材で判明したことになっておりますけれども、再発防止検討委員会でも明らかになっており、確認されています。いろんな委員のからからその金額については質問もあり、私も鋭くというか厳しく追及させていただきました。

事実は明確に公表されております。委員会でも十分審議を行いました。何がちょっと審議、審査がちょっと不十分なのかちょっと疑問に思うわけであります。

こういう2点で、私はちょっと反対の討論を終わっていきたいと思います。よろしくお願

いします。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 反対討論ですか。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） はい、池原議員。

○8番（池原真智子） 私も、この請願書に対する反対の立場で意見を述べていきたいと思えます。

まず、請願趣旨において、内部検証会議、随時特別監査、再発防止検討委員会の設置、提言がなされたが、調査が全くずさんと断じています。だから個別外監査を請求すべきとされています。

また、4として、検討委員会議事録についての項では、町の組織ぐるみの隠蔽体質、委員会の再発防止のための徹底的かつ抜本的な審議、審査が不十分と書かれています。

最後には、5として、町の早期問題解決の意向が強く、中途半端な答申、提言になっているから、第三者有識者による個別外部監査制度の導入を請願すると結論づけています。

まるで、全てがだめだからやり直せと言わんばかりの請願です。

特に外部から人を投入して監査をやり直せとのことですが、まずは職員による内部検証会議において事実関係から調査を始めていくのは当然の取り組みです。特別監査も外部の立場にある監査委員によって行われたものであり、特にそのうちの1人は議会から選出されています西村議員であります。

再発防止検討委員会の委員は、弁護士や元県の会計管理者などの外部有識者であり、極めて真摯にこの問題と向き合い、結論を出されたものだと思います。

にもかかわらず、ずさんであるとか、不十分だと断じておられるのは、それぞれの委員ではだめだからやり直せと言っているのと同じではないでしょうか。失礼きわまりない意見だと言わねばなりません。どのような結論であっても、それなりにきちんと調査され、論議された結果です。出された提言によって、まずは町がこれまでも反省の上に立ってきちんと取り組んでいく、そしてこの過程を折々に住民に明らかにしていくことが信頼を取り戻している第一歩だと思います。意見は意見として出されるのは自由ですが、犯人捜しばかりで、これ以上いたずらに時間を費やしては、町行政に停滞を生んでしまいます。せっかく膿を出したのですから、その上に立ってまずは踏み出してみることが必要だと思います。

私は、こうした立場からこの請願書に反対の意見を言わせていただきました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 私も、個別外部監査の請求を求める請願について反対討論します。

今回の不適切事務処理については、内部検証会議、特別監査、再発防止検討委員会と手順を踏んで、今後このような事態が生じないよう徹底した調査や審議がなされたことは報告書、提言書、会議録などから明らかです。

また、町では11月広報紙や11月16日の住民説明会で説明と質疑応答を行い、あわせて関係者の処分も行われています。このような状況で、さらに個別外部監査を行う必要がないと考えます。

よって、私は請願第2号に反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 私は、請願に対して賛成という立場で討論させていただきます。

まず、初めに、私自身が、私たち議員が請願という形で、紹介議員とさせていただいたわけなんですけれども、やはりむやみに軽く受けたわけではありません。やはりその請願の立場の方からお聞きして、やはり再発防止委員会というものがもう終わって、そういう形に答えも出たんですけれども、それをもし外部監査となれば、それをまたもとにしてよりよいまた税金の使い道ということが非常に私たちは不明瞭、それが納得できないのであるという、本当にその税金の使い道ということが物すごく私たちに訴えられました。ですから、そこらでやはりこれは、やっぱり請願、住民たちの気持ちとして受けないけないと思ひまして受けさせていただきました。

ですから、この請願書、通過いたしますようお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○11番（谷本昌弘） はい。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 賛成討論。

○議長（疋田俊文） はい。

○11番（谷本昌弘） 何もかもね、きちんこの報告され、処理しておるのであれば、連日、去年から今年にかけて新聞各紙に河内町の不祥事が連日のように出たことは、住民の皆さんも、皆さん既にご存じのことと思います。不祥事があるほどたくさん出たということは、やっぱり私はこの際、外部のほうからこのように監査を入れていただきたいという思いでございます。

賛成でございます。

終わります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○13番（辻井賢治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辻井議員。

○13番（辻井賢治） 議会による個別外部監査請求を求める請願について、私は反対の立場で討論いたします。

先日の一般質問の回答にもありましたが、このたびの議案に関しては、監査委員による特別監査が実施され、また再発防止検討委員会において原因や課題について検証がなされ、提言が出されました。監査委員は、自治法に規定された公式な監査機関であり、特に議員の1人は議会から選出された方です。

また、再発防止検討委員会は、監査委員に加え、行政をチェックする立場にある町議会議員、弁護士などの外部有識者で構成され、十分な審議がなされています。

以上のことから、個別外部監査の必要はないと考えられるので、この議案に対して反対します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより請願第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。

請願第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 少数であります。

よって、請願第2号 不適切会計事務処理問題に係る「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書については、不採択されました。

○議長（疋田俊文） 日程第7、議案第24号、厚生常任委員会に付託しておりますので、池原真智子厚生常任委員長より報告求めます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第24号について、12月7日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第24号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

県単位をするときに同時期に保険料の徴収を8回から10回へ変更することはできないのかとの質疑があり、実施している市町村の有無の確認や、メリット、デメリット、例えばシステム改修で費用が発生するのか、分割納付で対応しているが、その回数を増やすことにより徴収率に影響することも考えられますので、徴収をしている税務課と協議を進めてまいりたいとの答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第24号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって原案については採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第24号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については可決されました。

○議長（疋田俊文） 日程第8、議案第25号、経済建設常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘経済建設常任委員長より報告求めます。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第25号について、12月7日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第25号 河合町水道事業会計補正予算については理事者より説明を受け、審議を行いました。

減額補正は、県が延伸したという説明であるが、その理由と今後の計画についてはとの質疑があり、10月上旬に県が事業の入札をする予定であったのが、入札仕様書などの閲覧資料に不備があり、入札が中止となったためということであれ、今後の計画としては県の事業において2月に業者が決定され、工期の予定が平成31年7月末までと協議が進んでおりますので、その後、町工事を発注するとの考えとの答弁がありました。

また、水道法の一部改正で水道民営化が可決され、議論がなされていますが、町としての考えはとの質疑があり、圏域水道一体化構想が打ち出されており、河合町におきましても参画し、将来的には奈良県の水道が一つになる、また一部事業組合が構築される構想です。その後は、一部民間委託になるのか、全ての分野が民営化されるのかは、今後の検討に含まれてくるのではと考えているとの答弁でございました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第25号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第25号 平成30年度河合町水道事業会計補正予算については、可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（疋田俊文） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了しました。

よって、平成30年第4回定例会は、ただいまをもって閉会いたします。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 岡 田 康 則

署 名 議 員 森 尾 和 正